

社会福祉法人敬山会役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人敬山会（以下「当法人」という）定款第 8 条および第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下役員等）とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 業務に応じた報酬は、別表（1）に定める額とする。

3 役員等の報酬総額は、別表（2）以内の額とする。

(報酬等の支給方法)

第 3 条 報酬等は、その都度支給する。

(職員給与との併給)

第 4 条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(出張旅費)

第 5 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規定により旅費等を支給する。

(公表)

第 6 条 当法人は、この規程をもって社会福祉法の定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表（1）業務報酬

業務内容	報酬（日額）	備考
評議員会への出席	20,632円	
理事会への出席	20,632円	
監事監査の実施	20,632円	
上記の他、当該法人の業務	20,632円	

別表（2）年間報酬総額

役員等	年間報酬総額	備考
評議員	1,000,000円（税込）	
理事	1,000,000円（税込）	
監事	600,000円（税込）	